

国民年金からのお知らせ

このページに関する問合せ▼
高崎年金事務所お客様相談室
(☎322-4299)

年金受給者が死亡したときは

すみやかに届け出をしましょう

年金を受ける権利は死亡するとなくなります。年金受給者が死亡したときは、「年金受給権者死亡届」を14日以内に年金事務所へ提出してください。

提出が遅れると年金が過払いになり、遺族の人から返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

また、受給者が死亡したときに生計をともにしていた3親等内の親族がいる場合は、申請により死亡した月の分まで年金は支払われます。まだ受け取っていない年金がある場合は、未支給年金を請求できますので、死亡届と一緒に「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

なお、提出する際には次の添付書類が必要になります。

【添付書類】

● 「年金受給者死亡届」のみを提出する場合

- ① 死亡した人の年金証書
- ② 死亡の事実を明らかにすることができる書類
(住民票除票、死亡診断書(コピー可)などのいずれか)

● 未支給年金を請求する場合
前記の①・②に加えて

- ③ 死亡した受給者と請求者の身分関係を明らかにする戸籍謄本
(全部事項証明書など)
- ④ 生計をともにしていたことを証明する書類(世帯全員の住民票など)

※これ以外にも添付書類が必要な場合もありますので、高崎年金事務所まで必ずお問い合わせください。

期限までに「扶養親族等申告書」を提出しましょう

老齢年金は所得税法により「雑所得」として課税の対象となります。支払われる年金から各種の控除を行い、残りの額から所得税が差し引かれるしくみとなっています。

各種の控除を受けるためには、日本年金機構から送られる「扶養親族等申告書」に必要事項を記入して期限までに必ず提出してください。

「扶養親族等申告書」が送られる老齢年金受給者は、次のとおりです。

- ・ 65歳以上で年間158万円以上の年金を受けている人
- ・ 65歳未満で年間108万円以上の年金を受けている人

この申告書を提出しないと、扶養控除などの控除が受けられず、税金が多く徴収されてしまうことがありますので、忘れずに提出しましょう。

なお、障害年金や遺族年金には税金がかかりませんので、これらのみを受給している人には扶養親族等申告書は送られません。